

陸前高田市いじめ防止等のための基本的な方針



平成28年3月

陸前高田市教育委員会

(平成30年1月改訂)

目次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	1～4
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	
5 いじめ防止等に向けた方向	
第2 陸前高田市が実施する施策	4～6
1 陸前高田市いじめ防止等対策連絡協議会の設置	
2 いじめ防止に関する取組	
第3 学校が実施すべき施策	6～11
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめ対策組織の設置	
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組	
第4 重大事態への対処	11～14
1 重大事案の発生と調査	
2 調査結果の提供及び報告	
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
第5 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	14
1 市基本方針の見直しの検討	
2 県教育委員会との連携	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と児童生徒、児童生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、学校が一丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

各学校及び家庭が、いじめの問題を切り口として、命の尊さや人と人の関わりについて、子供たちに真剣に考えさせていくことは、本市教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

市教育委員会は、全ての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を目指し、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県が策定した方針等を参考に「陸前高田市いじめ防止等のための基本的な方針（以下「市基本方針」という。）」を策定する。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行わなければならない。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、陸前高田市(以下「市」という)、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、市民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめについては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条において次のように定義されており、本市もこれを踏まえて取組を進める。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童生徒の心情に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (2) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (4) いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合に、言い過ぎてしまって相手を傷つけること等、しばしば発生する。
- (5) いじめは「仲良しグループ」から「いじめグループ」へと関係性が変化する中で、起こることがある。また、遊びやふざけを巧みに装い、発見するのが難しい場合がある。
- (6) いじめは、教師等の大人がいない場面で行われることが多いので、いじめを察知するアンテナを高くしておく必要がある。
- (7) 子供の発達段階により、自分がいじめられているという意識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手だったりする子供の場合、発見されにくいことがある。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安

心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

また、いじめの問題には様々な態様があることを考慮し、教育相談や生徒指導により解決すべき問題か、警察等関係機関と連携すべき問題か、法で規定する重大事態であるのかを的確に判断して対処することが求められる。

(4) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

5 いじめ防止等に向けた方向

いじめ防止等のためには、社会全体がいじめのない風土づくりに努めなければならない。また、いじめに対しては早期発見・早期対応が重要という姿勢で、市、学校、家庭や地域、関係機関との連携を図り、市全体で子供の成長を支え、見守り、育てる必要がある。

(1) 市

- ア 基本方針を定め、これに基づき、必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- イ いじめ防止やいじめの早期発見・早期対応のため、いじめに関する相談体制の充実に努めるとともに、学校、家庭や地域、関係機関等との連携の強化等の体制整備を講ずる。
- ウ 学校におけるいじめの実態把握に努め、いじめに関する報告を受けた場合には、学校と連携し、迅速に必要な措置を講ずる。

(2) 学校

- ア 自校におけるいじめ防止等の取組についての基本的な方向や内容等を示した「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、「学校いじめ対策組織」を設置する。
- イ いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを全職員で強く意識し、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、未然防止と早期発見・早期解決に努める。
- ウ 子供や保護者に対し、相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別面談などにより、児童生徒の状況の把握に努める。

(3) 家庭や地域

- ア どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを理解し、子供の様子の変化を注意して見守るとともに、相談等があった場合は、速やかに学校や関係機関に連絡し、協力して解決に向けて取り組む。
- イ 日頃から情報共有に努め、いじめを発見したり、いじめにかかわる情報等を得たりした場合は、速やかに学校や関係機関に連絡し、協力して解決に向けて取り組む。

(4) 関係機関等

- ア 大船渡警察署、一関児童相談所、沿岸南部教育事務所等の関係機関との連携を図る上から、日頃からの担当者間での情報交換や連絡会議の開催等を進める。
- イ 学校警察連絡協議会・生徒指導連絡協議会等、学校関係機関とも連携を図りながら、いじめを含む児童生徒の指導上の問題の解決を目指した取組を進める。

第2 陸前高田市が実施する施策

1 陸前高田市いじめ防止等対策連絡協議会の設置

市教育委員会は、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市教育委員会、市立学校、市関係行政機関、沿岸南部教育事務所、一関児童相談所、大船渡警察署、その他の関係者により構成される「陸前高田市いじめ防止等対策連絡協議会（以下「市連絡協議会」という。）」を設置する。市内のいじめ問題の状況の把握と、未然防止・早期発見・早期対応の方法等について協議を行い、関係機関との連携の充実に努めながら取組を進める。

2 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止及び早期発見

- ア 市連絡協議会を開催し、市内のいじめ問題の状況と、その対応方法、未然防止策等について協議し、市のいじめ問題対策の充実を図る。
- イ 市教育委員会におけるいじめに関する相談・通報の窓口について明確化し、教育委員会以外の相談機関の紹介も含めて、児童生徒や保護者、教職員へ必要な周知を行う。
- ウ 市学校警察連絡協議会・生徒指導連絡協議会、児童生徒連絡会議の活動を通して、学校や関係機関との連携を図り、情報交換・情報共有に努める。
- エ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、学校におけるアンケート調査及び個人面談の取組状況を把握し、学校におけるいじめの防止等のための取組の充実を促す。
- オ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用及び関係機関との連携等の体制を整備する。
- カ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。
- キ 各学校の学校いじめ対策組織の役割が果たされているか確認し、必要な指導・助言を行う。

(2) いじめへの対処

- ア 市基本方針を踏まえ、市教育委員会が学校に対していじめの防止等に関し必要な指導・助言を行うとともに、いじめが発生した場合には、指導主事等の派遣による支援や必要な調査等を行うなど、いじめの解決のための対応に当たる。
- イ いじめに関する報告や相談を受け、市教育委員会が対応を図る必要があると判断した場合は、関係機関と連携を図りながら問題の解決に向けて取り組む。
- ウ 当該学校から、法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について必要な調査を行う。
- エ 重大事態への対処
 - (ア) 市教育委員会又は学校は、法第 28 条に定める「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市又は当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
 - (イ) 市教育委員会又は当該学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(ウ) 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を実施する。

(3) 再発防止

ア いじめに対する措置後も、当該児童生徒の学校生活が充実したものとなるよう、学校の取組を継続的に支援し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を図る。

イ いじめの再発防止のため、市連絡協議会での協議や学校の取組の実態等を基にしながら、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

(4) 学校評価の留意点、教員評価の留意点

ア 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な対応等を評価するよう、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

第3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致した協力体制を確立し、市教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、自校のいじめ防止等の取組について、基本的な方向性と取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。その際、国や県の基本方針及び市基本方針を参考にして、自校の実情に応じた学校基本方針を策定する。

学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の充実、校内研修等を定めるとともに、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処等いじめの防止等全体に係る内容を示すこととする。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

- ・ いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、当該児童生徒への指導につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

【基本方針の中核的な内容】

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するための具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に、学校いじめ対策組織による未然防止、早期発見、事案対処の取組及び校内研修の企画・実施等、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

【学校評価】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

【関係者との連携と情報提供】

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、学校の取組を円滑に進めていく上でも、保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ねながら具体的ないじめの防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針

の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校いじめ対策組織の設置

各学校は、当該学校の複数の教職員等によって構成される学校いじめ対策組織を設置する。当該組織の構成員は、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等とし、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。また、より実効的にいじめの問題を解決するため、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど、外部専門家等の参加を得るものとする。

当該組織は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。また、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要であり、次のような役割が求められる。

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

【学校いじめ対策組織の周知】

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

【情報共有と早期対応】

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげるのが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止

- ア 児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- イ 児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ウ 学校評価の中に、いじめ防止等のための項目を入れ評価することにより、いじめ防止対策の充実を図る。
- エ すべての児童生徒を対象に、いじめ防止等の理解を促進させるための啓発活動と、いじめ防止等のために児童生徒が行う自主的な活動への支援を行う。

オ すべての児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(2) 早期発見

ア 校長、副校長、生徒指導主事、学級担任等の役割を明確にしなが、日常的な児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

イ 児童生徒の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、日頃から児童生徒の言動に注意し、職員間の情報交換を密にする。

ウ 児童生徒・保護者を対象とした定期的なアンケート調査や教育相談等を実施することにより、児童生徒や保護者等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査や教育相談等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめに対する措置

ア 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からのいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

イ 各教職員は、学校の定めた基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) 再発防止

ア いじめに対する措置後も、当該児童生徒の学校生活が充実したものとなるよう、取組を継続し、その取組状況について組織をあげて確認する。

イ 市教育委員会に経過を報告するとともに、必要に応じて関係機関と協議をしながら取組についての見直しを図る。

ウ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、市又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、市基本方針、県基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

いじめが重大事態であると認められる場合、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

(1) 重大事態の把握

学校はいじめを受けた児童生徒の状況に着目し、次のような場合をいじめの重大事態としてとらえる。

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校は、いじめにより次のような疑いがあった場合は、個々のケースについて、その内容を十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査を行う。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合
- オ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

学校または市教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に組織を設け、当該重大事態に係る公平・中立な調査を行う。

この組織の構成については、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が調査に参加するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により調査を実施する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することとする。

(6) その他留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

調査結果を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

再調査に当たっては、専門的な知識又は経験を有する者のうち、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）が調査に参加するなど、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(2) 措置

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずる。

第5 その他いじめ防止等のための対策に関する事項

1 市基本方針の見直しの検討

市教育委員会は、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要があると認められるときは、その対策を講じる。

2 県教育委員会との連携

市立学校で発生した重大事態等で、当該学校及び市教育委員会だけでは解決が困難な事案が発生した場合は、県教育委員会に対し、外部の専門家からなる支援チームの派遣要請を行う。